

新宿区議会だより

発行：新宿区議会 ☎(3209)1111(代表) 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

明日へと続く 改革の一步

議会改革に取り組んでいます

区民の皆さまにより身近な開かれた区議会を目指して、新宿区議会は平成15年4月の選挙により現在の議員(第15期)が選出されて以降、積極的に議会改革に取り組んでいます。現在の区議会議員が平成19年4月30日に任期満了となるのを機に、今までの議会改革のあらましを皆さまにお知らせいたします(具体的な内容は、裏面の表をごらんください)。

議会改革のあゆみ

改革のさきがけ

「議会のあり方検討会」

現在につながる改革の始まりは、平成11年に選出された第14期の議会で設置された「議会のあり方検討会」(以下「検討会」)です。

この検討会は、超党派の議員及び会派からの提案が契機となり、同年5月に、区議会各会派の代表を構成員とする10名の委員で設置されました。

検討会は、6月5日に活動を開始し、翌平成15年1月27日に議長に対し「議会のあり方検討会—最終報告—」を提出して解散するまで、18回にわたり、①議会の組織や構成 ②議会の運営 ③開かれた議会 ④議会の経費削減などの事項の64項目について検討を重ねました。

この検討会で改革が決まり、実施された事項は、「行政審議会等への議員の参加の自粛」、「費用弁償の半減」、「本会議における一般質問の試行」など14項目にのぼります。

また、15期における議会改革につながるものとして、大きな役割を果たしました。

大いなる前進

政治倫理条例の制定、区議会インターネット中継「議会改革を進める小委員会」

14期の検討会の成果を受け、第15期の区議会(平成15年5月～)でも、議会改革の必要性が論議されました。

選挙後初の区議会臨時会(平成15年5月22日)で18人の委員により構成される「地方分権・行政改革特別委員会」(以下「特別委員会」)が設置され、その委員会の調査すべき事項として、「自治権拡充」、「行政改革」とともに「議会改革」が盛り込まれました。

そして、議会改革について、より詳細な検討を行うため、平成15年9月に特別委員会の中に、各会派の代表者10人を委員とする「議会改革を進める小委員会」(以下「小委員会」)を設置しました。

小委員会は、特別委員会から①議会の組織・構成 ②議会の運営 ③開かれた議会などの事項の30項目の検討を付託され、9月16日に活動を開始しました。その後、30回の検討を経て、平成17年5月17日に特別委員会に調査報告を行い、解散しました。

なお、議会改革の検討結果は、平成17年5月19日に開会された平成17年第1回区議会臨時会の本会議で特別委員長から報告されました。

この小委員会で改革が決まり、実施された事項は、「政治倫理条例の制定」、「議場の配置(対面演壇の設置)」、「区議会閉会中の常任委員会の開会日数の増」、「区議会のインターネット中継」など20項目にのぼり、議会改革は、大いに前進しました。

さらなる改革をめざして

「第2次議会改革を進める小委員会」

特別委員会では、その後も新たな検討項目や引続き検討すべき項目の取り扱いについて協議を続けました。

これを受け、平成17年12月1日に、新たに特別委員会内に各会派の代表者10人を委員とする「第2次議会改革を進める小委員会」(以下「第2次小委員会」)を設置しました。

第2次小委員会には、特別委員会から①議会の組織や構成 ②議会の運営 ③開かれた議会などの事項について、新たな課題17項目と小委員会で結論を得られなかったもののうち、引続き検討を行うべき事項11項目の計28項目が付託されました。

第2次小委員会は、平成17年12月1日に活動を開始し、近隣の先進自治体の議会などの視察を行いながら、平成18年11月21日に検討結果を特別委員会に報告するまで、17回にわたり議論を重ねました。

第2次小委員会の検討結果は、平成18年12月8日に開会された平成18年第4回区議会定例会の本会議で特別委員長から報告されました。

第2次小委員会で改革が決まり、実施された事項は、「本会議質問の一問一答方式の実施」、「予算・決算特別委員会における持ち時間制の導入」、「文書質問の導入」など8項目にのぼり、第15期における議会改革に、大きな成果を残すことができました。



改革に終着点なし!



新宿区議会では、地方分権の時代のあるべき議会像を模索しつつ、議員同士が活発な議論を重ね、また、会派を超えて協調しながら、改革を進めてきました。これらの改革以外でも、例えば、政務調査費の使途の透明性を一層高めるための昨年4月の関係規定の整備など、慣例・慣行を見直し、改善に取り組んでいます。

改革に終着点はありません。今後も皆様とともに暮らしやすく賑わいのあるまち新宿を目指し、区民の皆様に信頼され、身近で開かれた議会運営を行ってまいります。

是非、議会の傍聴やインターネット中継などを通じて、議회를身近に感じてください。



議会改革の概要

※()内は実施月日・定一定例会の略

項目	改革の内容
開かれた議会	
小・中学生用の冊子等の作成	○副読本に区議会の項目を入れるよう教育委員会に要望。
議員の呼び名	○お互いに「先生」と呼ばず「○○議員」「○○さん」と呼ぶ。
議員情報の公開	○議会だよりの代表・一般質問記事に会派名に加え、議員名を明記する。(H15. 3 定号)
傍聴者の写真撮影等	○写真機等の持込について、一般傍聴者も報道機関と同様に認める方向を確認。(H16. 4 定)
区議会ホームページの充実	○区民の意見等をメールでも受け付ける。(H17. 1. 11) ○代表・一般質問の項目を定例会開会前に事前掲載する。(H16. 1 定分) ○請願・陳情の審査状況をホームページに掲載する。(H16. 4. 26) ○各会派のホームページと区議会ホームページとをリンクさせる。(H16. 2. 2)
議会中継	○本会議及び予算・決算特別委員会について、インターネットを活用した同時中継を開始する。(H18. 3 定)
傍聴者へのアンケート	○本会議、各委員会の傍聴者へのアンケートを行なう。(H15. 12. 8)
議会の年間スケジュール公表	○区議会の年間会議日程を公表する。(H16. 2. 25)
議会だよりへの区民の声の反映	○議会だよりの編集の際に考慮する。
区議会モニター制度の導入	○新宿区議会バージョンの実施を検討する。
議会の運営	
特別委員会のあり方及び複数委員会の所属	○特別委員会は2年ごとに必要性を見直し、設置目的が終了したら速やかに廃止。3つの特別委員会の場合、複数に所属できるものとする。
本会議における一般質問と持ち時間制の導入	○従来の会派の代表質問に加え、議員個人による一般質問を導入し、あわせて一定の算出方法による会派持ち時間制を実施する。(H15. 3 定)
本会議での質問方式の検討(一問一答方式の導入)	○本会議の代表質問について、今までの一括質問・一括答弁に加え、一問一答方式を導入する。(H18. 3 定)
請願・陳情審査に関する取扱い	○継続扱いとされた陳情等で、事実が先行し審査しても陳情者等の意図に応えられないものは審査未了を検討する。また、審査状況について陳情者等にお知らせする。 ○現行、必要に応じ委員会判断で行っている陳情者等との懇談会等を活用し、陳情者等の意見を聴く方向性を確認。 ○継続審査中の陳情等の取扱いに関するルールづくりを今後検討していく。
執行機関からの委員会資料の提出時期	○十分な審査ができるよう、早めの資料提出について区長に要望。
議場の配置(対面演壇の新設)	○議員と執行機関が対面して質疑できるよう対面演壇を新設する。(H18. 3 定) ○議場の2階部分のみにあった傍聴席を議員と同じフロアにも設置する。(H18. 3 定)
閉会中の常任委員会について	○急施の案件や視察等に対応するため、閉会中の常任委員会を月1回から月2回開会とする。(H17. 5)
各派幹事長会と議会運営委員会について	○それぞれの役割を整理し、議会運営委員会が活発化し、本来の役割が発揮できるよう、その方向性を確認。
文書質問の導入	○本会議での口頭による質問に加え、文書によっても質問ができるよう制度化を図る。(H18. 4 定)
区議会の議決事件の拡大	○区の長期にわたる重要計画については、議会の議決にかからしめることが必要。「新宿区基本計画」、「都市マスタープラン」は議決事件とする。
予算・決算特別委員会の持ち時間制の導入	○各委員の発言の公平性を担保するため、総括質疑及びしめくり質疑については会派の持ち時間制を導入する。(H18. 決算特別委員会)
その他	
行政審議会等への議員の参加の自粛	○法令で議員の参加が規定されている審議会以外には原則として議員の参加は自粛する。住居表示審議会・環境審議会など8つの審議会等への参加を自粛(H15. 5) ○議員の後任の委員は公募区民とすること、議会には審議内容を報告することを区長に要望。
議員政治倫理条例の制定	○条例を制定することとした。条例制定にあたっては、懇談会を設置して条例の基本的な考え方、盛り込むべき事項を検討。 平成16. 4 公募区民委員を含む懇談会設置 平成16. 10 議長に答申 平成17. 6 第2回定例会で「新宿区議会議員政治倫理条例」可決 平成17. 12 条例施行
地方都市視察	○委員の個人視察の予算を削り、必要な場合は政務調査費で対応するものとする。(H15~)
費用弁償の削減	○半減し2,500円とする。(H15. 4)
議員記章規程の改正	○記章の着用を義務から努力規定に改正。(H16. 11. 25)
事務局の充実、見直し	○当面、次の事項に取り組む ①調査の充実 ②多様な議会運営の方策の検討 ③議会情報の積極的公開

[このほかにも検討した項目はたくさんありますが、主なものを掲載しています。]

本紙に関するお問い合わせ
議会事務局調査管理係
電話 527313534

あとかき

新しい年がスタートしました。1月1日に議会だよりが2つ?驚かれた方もいらしたと思います。

新宿区議会が精神的に取組んできた議会改革。この度、「第2次議会改革を進める小委員会」にて新たな改革事項がとりまとめられたことを受け、これまでの改革の総集編として『議会だより/議会改革特集号』を臨時発行いたしました。

時代の動きを察知し、区民のためのより良い区政の実現に向け、絶えず自己改革に挑む新宿区議会の強い意思と姿勢を感じていただければ幸いです。

本紙について、ご意見、ご要望がございましたら、議会事務局までお寄せください。

編集委員

小畑通夫
宮坂俊文
有馬俊郎
阿部早苗
野口ふみあき
うるしばら順一
小野きみ子